

令和元年12月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和元年12月24日（火）
開会 午後1時30分
閉会 午後3時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局次長、事務局補佐、主査
- 7 議題等
第18号議案 農用地利用計画の変更について
第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第20号議案 農用地利用集積計画の決定について
第21号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について
報告事項14 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 ただいまの出席委員は、11名です。定足数に達しておりますので、これより12月の農業委員会総会を開催します。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、寺田博道委員、水野政起委員にお願いをいたします。
会 長	本日の付議事件としては、第18号議案「農用地利用計画の変更について」が1件、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が3件、第20号議案「農用地利用集積計画の決定について」が3件、第21号議案「農地中間管理事業の推進に関する

会 長	<p>る法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」が1件でございますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは早速ですが、第18号議案「農用地利用計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、説明させていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、市の変更内容個別検討調書による、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定される第1号から第5号までの要件を満たす理由を説明させていただきます。</p> <p>申出人は、現在妻と2人で賃貸住宅に暮らしているが、間取りが狭いことや騒音等から、新しい住宅の建築を希望しており、申出人の祖母が所有する申出地に分家住宅を建築することとしたものでございます。</p> <p>第1号の要件につきまして、分家住宅の建築を目的としていることから具体的な転用計画があり、必要性が認められると判断した。土地利用計画図から、除外面積が過大ではないと判断できる。自己所有地には申出地以外に住宅建築に適した土地はなく、近隣の市街化区域内の土地2筆を検討したが、所有者が他の土地購入希望者に売却することとしたため、不調に終わり、代替性がないと判断できる。農地法上は第2種農地と判断され、許可見込みがあると見込まれる。また都市計画法上は許可見込みがあることを尾張建設事務所に確認済みである。</p> <p>第2号の要件につきまして、東側の白地と直接接続しており、同程度の面積の除外であることから農用地を細断することがない。西側及び北側の畑は道路に接しており、申出地除外後も耕作機械の出入りや取水には支障はない。また、南側の田は申出地から道水路を挟んでおり、耕作機械の出入りや取水に支障はないため、効率的・総合的に利用に支障がない。排水は浄化槽を設置、雨水は集水桝により集水後、北側の排水路に放流する計画であり、周辺農地への影響はない。</p>

事務局	<p>第3号の要件につきまして、担い手が現に利用していない。</p> <p>第4号の要件につきまして、申出地及び申出地と北側道路の間に農業用水路が敷設されている。乗り入れの設置工事を行う際は、着工前に工事計画の提出を義務づけており、用水路機能に支障はない。</p> <p>第5号の要件につきまして、農業基盤整備事業の工事完了後8年を経過している。</p> <p>以上から、農用地区域除外の要件を満たしており、市は本件申出地の除外はやむを得ないと判断したとのごとでございます。</p>
会 長	<p>それでは、第18号議案を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
加藤清徳 委 員	<p>12月20日、若杉致由委員、秋田文夫委員と現地を調査しました。申出地は北山町地内、稲葉町東の交差点から、北東へ約180メートルの地点に位置する畑で、現在は耕作されておらず、畝だけが残っている状態です。</p> <p>申出地周辺の状況は、東側が宅地、南側が道路を挟んで田、西側が畑、北側が排水路を挟んで畑となっています。</p> <p>先ほど市の個別検討調書にありましたが、申出人は現在、賃貸住宅に住んでおり、居住環境を改善するため、分家住宅を建築するものです。申出地は宅地に接しており、土地利用計画図から除外面積は過大ではなく、排水は集水柵を設置し集水後、北側排水路に放流する計画であることから、周辺農地へ支障を及ぼさないよう対処されたものであり、調査員の意見としては本申出はやむを得ないと考えます。</p> <p>ただ、一点事務局に確認したいことがあります。本申出地内に農業用水管が敷設されていますが、農地転用後もこの農業用水管は維持されるのでしょうか。</p>
会 長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>ご指摘の農業用水管、土地改良で整備された時から申出地西側の田まで配水するために民地内に敷設された管渠です。西側の田は耕作中ですので、維持する必要があると考えます。浅く埋設されていますので、車が載って破損しないようコンクリート等で防護する必要がありますので、そのように申出人と調整するよう考えています。</p>
若杉致由 委 員	<p>周辺農地への支障がないことが農用地区域除外の条件となるので、申出地内の農業用水路に支障がないようにしてください。</p>
会 長	<p>他に質問はございませんか。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、第18号議案「農用地利用計画の変更について」、申出地内の農業用水路の機能に支障がないことを条件として、「やむを得ない」ということに賛成のかたは挙手をお願いします。</p>

委 員	【挙手全員】
会 長	<p>挙手全員により、第18号議案については「やむを得ない」ということにすることに決まりました。</p> <p>続いて、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第19号議案について説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく権利移動に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>なお、申請が3件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p> <p>【番号1 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p> <p>番号1の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、番号1を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
寺田博道 委 員	<p>12月18日、森本委員と現地を調査しました。申請地は南栄町地内、南グラウンドから道路を挟んで南側に位置する畑であり、接道していません。現地の状況は、びわの木などが植えてあるものの、手入れがされておらず、現在は耕作放棄地となっています。申請地周辺の状況は、北側及び西側が雑種地、東側が宅地、南側が山林となっています。</p> <p>申請者は不動産賃貸業を営んでおり、簡易倉庫などを設置して資材置き場として転用する計画です。土地の選定理由は、法人の代表者の自己所有地の中から資材置き場としての必要面積を満たすことのできる申請地を選んだとのことであり、土地造成は整地のみ、雨水は自然浸透により排水するとのこと、周辺農地への支障はないと考えられます。</p> <p>また、出入りは北側の土地所有者から了解を得ているとのこと、調査員の意見としましては許可相当と考えます。</p> <p>報告は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
会 長	<p>質問もないようですので、番号1の第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	【挙手全員】

会 長	<p>挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。</p>
会 長	<p>続いて、番号2の第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>【番号2 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p> <p>番号2の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、番号2を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
森本幹夫 委 員	<p>12月18日、寺田委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は上の山町地内、晴丘北の交差点から、北西へ約50メートルの地点に位置する畑で、現在は耕作されておりません。申請地周辺の状況は、西側及び東側が畑、道路を挟んで北側が畑、南側が宅地と畑にそれぞれ接しています。</p> <p>申請者は造園業を営んでおり、申請地を賃借し、事業に必要な車両や庭木などの資材置き場として転用する計画です。土地の選定理由は事業所に近く、資材置き場としての必要面積を満たせる土地であり、土地所有者の同意を得ることができたため、申請に至ったとのことであり、土地造成は整地のみ、雨水は北側の側溝に排水するとのこと、周辺農地への支障はないと考えられます。</p> <p>また、土地所有者によると、申請地を以前から無断で資材置き場として使用していたとのことであり、申請書に始末書が添付されています。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としましては許可相当と考えます。報告は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
会 長	<p>質問もないようですので、番号2の第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。</p>
会 長	<p>続いて、番号3の第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>【番号3 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、</p>

	<p>別途、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。</p>
事務局 補佐	番号3の説明は以上でございます。
会 長	それでは、番号3を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
寺田博道 委 員	<p>12月18日、森本委員と現地を調査しました。申請地は晴丘町地内、南栄町の交差点から、北東へ約350メートルの地点に位置する畑で、イチゴが植えてあるなど、一部耕作がされていました。申請地は西側に接道したいいわゆる旗竿地であり、周辺の状況は、東側及び南側が畑、北側が雑種地、西側が道路にそれぞれ接しています。</p> <p>申請理由は、申請者は土地所有者の娘であり、現在は賃貸住宅に住んでいますが、本家に近い申請地に分家住宅を建築することとしたものです。</p> <p>土地造成は整地のみ。周辺にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防除するとのことです。また、雨水は集水桝、排水は浄化槽を設置し、それぞれ西側の道路側溝に放流する計画であり、周辺農地に支障を及ぼさないよう対処されています。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としましては許可相当と考えます。報告は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
会 長	質問もないようですので、番号3の第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号3については、許可相当とすることに決まりました。
会 長	<p>続きまして、第20号議案「農用地利用集積計画の決定について」、第21号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」でございますが、これらの議案は農地中間管理事業の権利設定についての議案となります。それぞれ関連がございますので、一括で審議をお願いします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは議案について説明させていただきます。</p> <p>第20号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございますが、この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるものでご</p>

	<p>ざいます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書の説明】</p>
事務局 補佐	<p>なお、この議案の権利の設定を受ける者はすべて農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合しているものと思われま</p> <p>す。</p> <p>第20号議案の説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、第21号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」説明させていただきます。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により尾張旭市が作成した農用地利用配分計画の案について、農業委員会の意見を聴取する必要があるからでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書及び借受希望者の説明】</p> <p>なお、借受希望者は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に該当しているものと思われま</p> <p>す。</p> <p>第21号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。
会 長	質問もないようですので第20号議案「農用地利用集積計画の決定について」及び第21号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第20号議案と第21号議案について決定しました。
会 長	これを持ちまして本日の議案は終了しました。 次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項14「農地法第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>第5条による届出が、8件で1,872.6平方メートル。</p> <p>これらの届出については、事務局において審査し、適正と判断し専決により受理したものでございます。</p> <p>引き続き関係調書の説明をさせていただきます。</p>
事務局	『第5条関係調書の説明』
会 長	<p>以上、事務局からの報告は終了しました。</p> <p>本日の議事はこれを持ちまして終了しました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>

事務局	今月は特にお知らせはございません。
会 長	これを持ちまして本日の総会を閉会します。 それでは、次回の総会は、1月28日（火）午後1時30分から 201会議室にて、開催したいと思います。 皆さまお疲れさまでございました。